

第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン

中間見直しの概要

計画の位置づけ

- 本市の子ども・青少年に関する総合的な計画として、「さいたま市総合振興計画」の下に、「さいたま市保健福祉総合計画」の部門別計画として位置付け
- 市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条）
- 子どもの貧困対策についての計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条）

中間見直しについて

- 1 本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間としていますが、令和4年度は計画期間の中間年にあたり、施策の実効性を高めるため、教育・保育の需給計画の実績値と計画値が乖離している事業について令和5年度、令和6年度の数値を見直すものです。
- 2 計画策定後に新たに実施している事業を計画に追加するものです。

中間見直しの概要

1 子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の量の見込み・確保方策の見直し（第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン第3章）

- ※ 量の見込み：市民の推計利用希望量（需要量）
- 確保方策：市が実施・提供する体制・施策等の整備量（供給量）

国の指針に基づき、計画に定めた事業の実績値と計画値が乖離している事業について、地域の実態を踏まえ、令和5年度、令和6年度の計画の中間見直しを実施するものです。

1. 保育所等（3～5歳児）

保育需要の高い地域を中心に、保護者の就労などの事由により保育を必要とする3歳～小学校就学前までの児童を保育するため、認可保育所などの新設や定員増を進めます。

指標	利用希望者数／定員		単位	人	
	R2	R3		R4	R5
量の見込み（改定前）	14,449	15,264	15,801	16,269	16,543
量の見込み（改定後）				15,489	16,023
確保方策（改定前）	14,636	15,501	15,922	16,327	16,572
確保方策（改定後）				18,042	18,202

【見直しの考え方】

令和2年の国勢調査の結果を踏まえ、共働き世帯の増加率を基に見直し

2. 保育所等（0～2歳児）

保育需要の高い地域を中心に、保護者の就労などの事由により保育を必要とする0歳～2歳までの児童を保育するため、認可保育所や地域型保育事業などの新設や定員増を進めます。

【0歳児】

指標	利用希望者数／定員		単位	人	
	R2	R3		R4	R5
年度					
量の見込み（改定前）	2,533	2,640	2,738	2,823	2,903
量の見込み（改定後）				2,632	2,708
確保方策（改定前）	2,475	2,672	2,757	2,833	2,905
確保方策（改定後）				2,876	2,931

【1～2歳児】

指標	利用希望者数／定員		単位	人	
	R2	R3		R4	R5
年度					
量の見込み（改定前）	11,238	11,867	12,508	12,957	13,349
量の見込み（改定後）				12,883	13,186
確保方策（改定前）	9,774	11,867	12,508	12,957	13,349
確保方策（改定後）				11,753	13,212

【見直しの考え方】

令和2年の国勢調査の結果を踏まえ、共働き世帯の増加率を基に見直し

3. 放課後児童クラブ〔放課後児童健全育成事業〕

小学校に就学している児童の保護者が、労働等により昼間家庭にいない場合に、放課後等に家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。

指標	利用希望者数／受入可能児童数		単位	人	
	R2	R3		R4	R5
年度					
量の見込み（改定前）	13,089	14,025	14,389	14,880	14,961
量の見込み（改定後）				13,834	14,181
確保方策（改定前）	13,089	14,025	14,389	14,880	14,961
確保方策（改定後）				13,834	14,181

【見直しの考え方】

保育所の量の見込みを踏まえて見直し

2 計画への新規掲載事業

新たに計画に追加する事業は以下のとおりです。

事業名	ヤングケアラー訪問支援事業（令和4年度～）
事業内容	子ども家庭総合支援拠点において、支援が必要と判断したヤングケアラーのいる家庭を対象に、日常生活における負担を軽減すべく支援員を派遣します。

事業名	子ども家庭総合支援拠点事業（令和3年度～）
事業内容	子ども家庭総合支援拠点において、子育て全般に関する相談や児童等への必要な支援を実施します。

事業名	医療的ケア児保育事業（令和2年度～）
事業内容	保育所等において、恒常的に医療的ケアを必要とする児童を受け入れ、看護師等による医療的ケアを行うとともに、主治医等との連携体制を構築することにより、安全な集団保育を提供します。

事業名	送迎保育ステーション事業（令和4年度～）
事業内容	小規模保育事業の卒園者等の進級先として、幼稚園を利用できる環境を整備するため、幼稚園と連携した送迎保育ステーション事業を実施します。

事業名	幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業（令和3年度～）
事業内容	小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する満3歳以上の幼児（幼児教育・保育の無償化の対象とならない幼児に限る。）の保護者に対し、経済的負担の軽減を図る観点から、施設の利用料の全部又は一部を補助するものです。

事業名	ひとり親家庭等訪問相談事業（令和4年度～）
事業内容	相談員がひとり親家庭等の父母又は養育者の自宅を訪問し、その方に合った制度を案内します。さらに就労、転職、キャリアアップ、家計管理、しつけ、教育、住居、家事、健康管理、恋愛、結婚相談等の相談に応じることで自立の促進を図ります。

事業名	養育費に関する公正証書等作成促進補助金（令和3年度～）
事業内容	ひとり親家庭の方が養育費に係る取決めを行い、債務名義化することを支援するため、養育費に関する公正証書等を作成する際にかかる本人負担費用を補助します。

事業名	養育費の保証促進補助金（令和3年度～）
事業内容	ひとり親家庭の方が養育費を確実に受け取ることができるよう支援するため、保証会社と養育費保証契約を締結する際に負担する費用（保証料）を補助します。